

名古屋港管理組合公報

平成22年7月1日

(木曜日)

第 457 号

| 目次 | |
|-------------------------------------|----|
| ○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○施設運営事業会計及び埋立事業会計の業務の状況の公表 | 1 |
| ○港湾施設の使用停止 | 7 |
| ○出資法人等及び指定管理者の情報公開制度の運用状況 | 8 |
| ○特定埠頭の運営の事業に係る認定 | 8 |
| ○金城ふ頭高架下貸付地事業者募集要項 | 12 |
| ○名古屋港審議会委員の任免 | 13 |

規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十二年七月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十八号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「四十六千円」を「四十二千円」に改める。

別表第三常時介護を要する状態の項中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に、「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に、「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第八条の二の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償（休業補償にあつては、当該療養の開始後一年六月を経過した日前に支給すべき事由が生じたものに限る。以下同じ。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第三の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償について適用し、施行日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第26号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋港管理組合条例第12号）第7条の規定に基づき、施設運営事業及び埋立事業の平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間における業務の状況を次のとおり公表する。

平成22年7月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合施設運営事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経營業務

この期間中における各事業の収益額及び提供施設量は、次のとおりである。

| 区 分 | 収 益 額 | 提 供 施 設 量 |
|---------------|--------------------------|--|
| 上 屋 運 営 事 業 | 503,669,480 ^円 | 一般使用 23棟 (91,093㎡) 専用使用 17棟 (38,590㎡) |
| 貯 木 場 運 営 事 業 | 142,999,164 | 一般使用 1 場所 (455,450㎡) 専用使用 7 場所 (995,430㎡) |
| 荷役機械運営事業 | 713,989,151 | 10基 |

(注) 提供施設量は、平成22年3月31日現在の数量であり、面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 上屋整備事業

稲永ふ頭南3号上屋屋根等の改修工事をした。

イ 荷役機械整備事業

飛島ふ頭変電所第1期電圧変動補償装置等の改修工事をした。

2 経理の状況

(1) 平成21年度予算に対する執行済額

| 区 分 | 予 算 額 | 執 行 済 額 | 備 考 |
|---------------------------------------|---|---|--|
| (収益的収入及び支出) 施設運営事業収益 施設運営事業費用 | 2,984,000,000 ^円 3,530,075,000 | 2,751,629,497 ^円 3,282,066,313 | |
| (資本的収入及び支出) 資 本 的 収 入 資 本 的 支 出 | 87,320,000 1,430,000,000 | 87,300,000 1,344,041,492 | 資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,256,741,492円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,387,179円、減債積立金23,000,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,212,354,313円で補てんした。 |

(2) 施設運営事業会計合計残高試算表

平成22年3月31日現在

| 借 方 | | | 勘 定 科 目 | 貸 方 | | |
|----------------|----------------|----------------|----------|----------------|----------------|----------------|
| 残 高 | 合 計 | 当 期 | | 当 期 | 合 計 | 残 高 |
| 12,942,131,614 | 36,545,437,901 | 2,649,977,222 | 固 定 資 産 | 3,993,604,823 | 23,603,306,287 | |
| 12,315,365,241 | 35,701,910,350 | 2,649,977,222 | 有形固定資産 | 3,776,843,645 | 23,386,545,109 | |
| 59,766,373 | 195,527,551 | | 無形固定資産 | 135,761,178 | 135,761,178 | |
| 567,000,000 | 648,000,000 | | 投 資 | 81,000,000 | 81,000,000 | |
| 3,260,848,324 | 9,701,264,830 | 3,432,051,361 | 流 動 資 産 | 3,358,761,927 | 6,440,416,506 | |
| 2,719,803,546 | 6,059,450,696 | 1,508,389,782 | 現金・預金 | 1,667,104,986 | 3,339,647,150 | |
| 314,220,827 | 3,231,723,024 | 1,586,491,479 | 未 収 金 | 1,508,389,782 | 2,917,502,197 | |
| 199,941,000 | 199,941,000 | 199,941,000 | 有 価 証 券 | | | |
| 11,982,951 | 16,321,710 | | 貯 蔵 品 | 4,338,759 | 4,338,759 | |
| 14,900,000 | 193,828,400 | 137,229,100 | その他流動資産 | 178,928,400 | 178,928,400 | |
| | 3,561,465,290 | 1,871,362,042 | 流 動 負 債 | 2,452,765,575 | 4,181,598,133 | 620,132,843 |
| | 3,339,647,150 | 1,667,104,986 | 未 払 金 | 2,263,687,904 | 3,941,118,128 | 601,470,978 |
| | 221,818,140 | 204,257,056 | その他流動負債 | 189,077,671 | 240,480,005 | 18,661,865 |
| | 888,610,742 | 448,283,932 | 資 本 金 | 23,000,000 | 11,051,637,310 | 10,163,026,568 |
| | | | 自己資本金 | 23,000,000 | 8,173,110,915 | 8,173,110,915 |
| | 888,610,742 | 448,283,932 | 借入資本金 | | 2,878,526,395 | 1,989,915,653 |
| | 701,376,616 | 256,477,493 | 剰 余 金 | | 6,673,021,248 | 5,971,644,632 |
| | 233,477,493 | 233,477,493 | 資本剰余金 | | 5,783,223,002 | 5,549,745,509 |
| | 467,899,123 | 23,000,000 | 利益剰余金 | | 889,798,246 | 421,899,123 |
| | 124,839,674 | 124,839,674 | 施設運営事業収益 | 1,434,876,698 | 2,751,641,361 | 2,626,801,687 |
| | 124,839,674 | 124,839,674 | 営 業 収 益 | 1,427,659,391 | 2,742,456,910 | 2,617,617,236 |
| | | | 営業外収益 | 7,217,307 | 9,184,451 | 9,184,451 |
| 3,178,625,792 | 3,232,186,042 | 2,533,392,550 | 施設運営事業費用 | 53,375,251 | 53,560,250 | |
| 2,399,827,301 | 2,453,387,551 | 1,805,629,703 | 営 業 費 用 | 53,375,251 | 53,560,250 | |
| 94,114,166 | 94,114,166 | 43,078,522 | 営業外費用 | | | |
| 684,684,325 | 684,684,325 | 684,684,325 | 特 別 損 失 | | | |
| 19,381,605,730 | 54,755,181,095 | 11,316,384,274 | 合 計 | 11,316,384,274 | 54,755,181,095 | 19,381,605,730 |

3 平成22年度予算の概要

(1) 経營業務

各事業の収益予定額及び提供施設量は、次のとおりである。

| 区 分 | 収 益 額 | 提 供 施 設 量 |
|-----------------|--------------------------|--|
| 上 屋 運 営 事 業 | 896,688,000 ^円 | 一般使用 23棟 (91,093㎡) 専用使用 17棟 (38,590㎡) |
| 貯 木 場 運 営 事 業 | 380,412,000 | 一般使用 1 場所 (455,450㎡) 専用使用 7 場所 (995,430㎡) |
| 荷 役 機 械 運 営 事 業 | 1,309,327,000 | 10基 |

(注) 面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 上屋整備事業

稲永ふ頭北4号上屋受変電設備の改修などを行うものである。

イ 荷役機械整備事業

金城ふ頭4号起重機の改修・移設などを行うものである。

(3) 平成22年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| 区 分 | 施 設 | 事 項 | 備 考 |
|-------|---------------------|---|-----|
| 事 業 量 | 上 屋 40棟 | 一般使用許可面積 ^{平方メートル} 91,093 | |
| | | 専用使用許可面積 ^{平方メートル} 38,590 | |
| | 貯 木 場 8か所 | 一般使用許可面積 ^{平方メートル} 455,450 | |
| | | 専用使用許可面積 ^{平方メートル} 995,430 | |
| | 荷 役 機 械 10基 | 使 用 時 間 ^{時間} 13,291 | |
| | 施設の維持補修及び施設の増補・改良工事 | 施設維持補修工事及び上屋等整備工事 ^{千円} 740,845 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | |
|-----|----------|-------------|
| 収 入 | | |
| 第1款 | 施設運営事業収益 | 2,710,000千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 2,689,264千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 6,175千円 |
| 第3項 | 特別利益 | 14,561千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 | 施設運営事業費用 | 2,691,000千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 2,536,810千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 129,629千円 |
| 第3項 | 特別損失 | 14,561千円 |
| 第4項 | 予備費 | 10,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,008,970千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,000千円及び過年度分損益勘定留保資金989,970千円で補てんするものとする。)

| | | |
|-----|----------|----------|
| 収 入 | | |
| 第1款 | 資本的収入 | 81,030千円 |
| 第1項 | 固定資産売却代金 | 10千円 |
| 第2項 | 寄付附金 | 10千円 |
| 第3項 | 貸付金返還金 | 81,000千円 |
| 第4項 | その他資本的収入 | 10千円 |

| 支 出 | | |
|-----|---------------|-------------|
| 第1款 | 資 本 的 支 出 | 1,090,000千円 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費 | 392,900千円 |
| 第2項 | 固 定 資 産 購 入 費 | 1,603千円 |
| 第3項 | 企 業 債 償 還 金 | 695,497千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|---------|--------|-----------|
| 荷役機械整備費 | 平成23年度 | 350,000千円 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| | |
|-------|-----------|
| 職員給与費 | 461,311千円 |
|-------|-----------|

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

名古屋港管理組合理立事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経營業務

この期間中の収入は、受取利息、埋立地貸付料等による184,931,181円である。

これに対する支出は、一般管理費、維持補修費、一般会計負担金等の213,240,192円である。

(2) 造成事業

ア 南部地区事業

この期間における事業の概要は、道路補修を行った。

イ 西部地区事業

この期間における事業の概要は、西部第1貯木場跡地において道路整備、西部第2貯木場跡地において用地整備を行った。

ウ 南5区事業

この期間における事業の概要は、埋立竣功測量を行った。

2 経理の状況

(1) 平成21年度予算に対する執行済額

| 区 分 | 予 算 額 | 執 行 済 額 | 備 考 |
|-------------|---------------|---------------|--|
| (収益的収入及び支出) | | | |
| 埋 立 事 業 収 益 | 324,000,000 | 324,223,748 | |
| 埋 立 事 業 費 用 | 425,000,000 | 395,294,341 | |
| (資本的収入及び支出) | | | |
| 資 本 的 収 入 | 525,000,000 | 543,896,852 | 資本的収入額が資本的支出額に不足する額864,947,943円は、繰越工事資金で補てんした。 |
| 資 本 的 支 出 | 1,637,000,000 | 1,408,844,795 | |

(2) 埋立事業会計合計残高試算表

平成22年3月31日現在

| 借 方 | | | 勘 定 科 目 | 貸 方 | | |
|----------------|-----------------|----------------|-----------|----------------|-----------------|----------------|
| 残 高 | 合 計 | 当 期 | | 当 期 | 合 計 | 残 高 |
| 5,333,291,409 | 7,913,296,651 | | 固 定 資 産 | 976,321,764 | 2,580,005,242 | |
| 1,291,409 | 5,296,651 | | 有形固定資産 | 321,764 | 4,005,242 | |
| 5,332,000,000 | 7,908,000,000 | | 投 資 | 976,000,000 | 2,576,000,000 | |
| 73,866,196,824 | 110,493,872,427 | 329,259,265 | 土 地 造 成 | 115,492,731 | 36,627,675,603 | |
| 786,679,778 | 786,679,778 | | 完 成 土 地 | | | |
| 73,079,517,046 | 109,707,192,649 | 329,259,265 | 未 成 土 地 | 115,492,731 | 36,627,675,603 | |
| 13,812,312,834 | 27,111,525,508 | 12,260,482,752 | 流 動 資 産 | 12,204,262,615 | 13,299,212,674 | |
| 9,391,449,338 | 17,565,842,571 | 3,368,542,879 | 現 金 ・ 預 金 | 7,552,778,195 | 8,174,393,233 | |
| 73,342,696 | 3,115,220,596 | 2,521,230,132 | 未 収 金 | 2,568,542,879 | 3,041,877,900 | |
| 4,297,020,800 | 6,326,213,400 | 6,296,224,800 | 有 価 証 券 | 2,029,192,600 | 2,029,192,600 | |
| 35,600,000 | 84,250,500 | 54,486,500 | 前 払 金 | 48,650,500 | 48,650,500 | |
| 14,900,000 | 19,998,441 | 19,998,441 | その他流動資産 | 5,098,441 | 5,098,441 | |
| | 35,100,000 | | 固 定 負 債 | 2,164,000 | 59,901,016,061 | 59,865,916,061 |
| | | | 前 受 金 | | 59,453,795,061 | 59,453,795,061 |
| | 35,100,000 | | その他固定負債 | 2,164,000 | 447,221,000 | 412,121,000 |
| | 8,204,125,520 | 7,569,247,474 | 流 動 負 債 | 7,653,050,392 | 8,294,194,608 | 90,069,088 |
| | 8,174,393,233 | 7,552,778,195 | 未 払 金 | 7,620,169,332 | 8,246,520,750 | 72,127,517 |
| | 29,732,287 | 16,469,279 | その他流動負債 | 32,881,060 | 47,673,858 | 17,941,571 |
| | 899,782,000 | 763,993,000 | 資 本 金 | | 33,074,871,190 | 32,175,089,190 |
| | | | 自己資本金 | | 31,938,437,190 | 31,938,437,190 |
| | 899,782,000 | 763,993,000 | 借入資本金 | | 1,136,434,000 | 236,652,000 |
| | 18,038,471 | | 剰 余 金 | | 968,991,622 | 950,953,151 |
| | | | 資本剰余金 | | 3,108,894 | 3,108,894 |
| | 18,038,471 | | 利益剰余金 | | 965,882,728 | 947,844,257 |
| | 2,693,263 | 2,693,263 | 埋立事業収益 | 187,624,444 | 324,223,807 | 321,530,544 |
| | 2,693,263 | 2,693,263 | 営業外収益 | 187,624,444 | 324,223,807 | 321,530,544 |
| 391,756,967 | 396,523,014 | 218,006,239 | 埋立事業費用 | 4,766,047 | 4,766,047 | |
| 376,486,167 | 381,252,214 | 218,006,239 | 営業費用 | 4,766,047 | 4,766,047 | |
| 15,270,800 | 15,270,800 | | 営業外費用 | | | |
| 93,403,558,034 | 155,074,956,854 | 21,143,681,993 | 合 計 | 21,143,681,993 | 155,074,956,854 | 93,403,558,034 |

3 平成22年度予算の概要

(1) 経營業務

埋立事業収益は、受取利息、埋立地貸付料等で309,000千円を予定している。

埋立事業費用は、一般管理に要する費用である一般管理費、清算地区施設の維持補修に要する費用である維持補修費、共通経費等一般会計への負担金である一般会計負担金等で351,000千円を予定している。

(2) 造成事業

南部地区においては、南部地区維持管理等を予定している。

西部地区においては、前年度に引き続き西部第1貯木場跡地及び西部第2貯木場跡地の道路整備等を予定している。

南5区においては、橋梁診断調査、第Ⅲ工区暫定利用調査、南5区維持管理等を予定している。

(3) 平成22年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

道路整備 340メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | 収 入 | | |
|-----|------|-----|--|-----------|
| 第1款 | 埋立事業 | 収 益 | | 309,000千円 |
| 第1項 | 営業外 | 収 益 | | 308,970千円 |
| 第2項 | 特別 | 利 益 | | 30千円 |
| | | 支 出 | | |
| 第1款 | 埋立事業 | 費 用 | | 351,000千円 |
| 第1項 | 営業 | 費 用 | | 324,630千円 |
| 第2項 | 営業外 | 費 用 | | 16,340千円 |
| 第3項 | 特別 | 損 失 | | 30千円 |
| 第4項 | 予備 | 費 | | 10,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,926,000千円は、繰越工事資金3,925,000千円及び減債積立金1,000千円で補てんするものとする。）。

| | | 収 入 | | |
|-----|------|-------|---|-------------|
| 第1款 | 資本的 | 収 入 | | 603,000千円 |
| 第1項 | 雑 | 収 入 | | 349,895千円 |
| 第2項 | 貸付金 | 返 還 金 | | 253,105千円 |
| | | 支 出 | | |
| 第1款 | 資本的 | 支 出 | | 4,529,000千円 |
| 第1項 | 南部地区 | 埋立事業 | 費 | 24,100千円 |
| 第2項 | 西部地区 | 埋立事業 | 費 | 775,700千円 |
| 第3項 | 南5区 | 埋立事業 | 費 | 56,200千円 |
| 第4項 | 総 | 係 | 費 | 172,983千円 |
| 第5項 | 企 | 業 | 債 | 241,877千円 |
| 第6項 | 他 | 会 | 計 | 1,927,631千円 |
| 第7項 | 投 | 資 | 有 | 1,300,000千円 |
| 第8項 | 雑 | 支 | 出 | 20,509千円 |
| 第9項 | 予 | 備 | 費 | 10,000千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 344,173千円

名古屋港管理組合告示第27号

次の港湾施設は、平成22年7月1日から当分の間、使用を停止する。

平成22年7月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

| 施設の種類 係船浮標 | | 位置 | | 沈 錘 の 重 さ トン | 錨の重さ 及び数量 トン 個 | 錨鎖の方向及び 長さ | 標準係船能 力(船舶の 総トン数) トン |
|------------|--|---------------------------------|-------|---------------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 名 称 | 方位及び距離 | 緯度及び経度 | | | | | |
| 係船浮標3番 | 潮見ふ頭新名古屋火力 発電所煙突(223)から 度 メートル 342.5 1,445 | 北緯 35 04 50.2 東経 136 52 21.4 | 度 分 秒 | 14 | 13×3 | 南々東、北西及 び東南東へ各50 メートル | 20,000 |
| 係船浮標50番 | 高潮防波堤中央堤西燈 台から北へ約 2,860メートル | 北緯 35 02 06.1 東経 136 48 16.2 | | 8 | 6×3 | 南西、南東及び 北へ各50メート ル | 10,000 |

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第27条及び第28条の規定に基づき、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における出資法人等及び指定管理者の情報公開の開示の実施状況を次のように公表する。

平成22年7月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

1 開示の実施状況

(1) 出資法人等

| 出資法人等 | 開示申出件数 | 決 定 内 容 | | | 合 計 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 開 示 | 一部開示 | 不 開 示 | |
| (財) 名古屋みなと振興財団 | 1 ^件 | 1 ^件 | 0 ^件 | 0 ^件 | 1 ^件 |
| (財) 名古屋港埠頭公社 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (財) 名古屋港緑地保全協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 名古屋港鉄鋼埠頭(株) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 名古屋コンテナ埠頭(株) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

備考

出資法人等とは、本組合が出資する法人その他本組合が財政的援助等を与える法人等のうち、平成13年名古屋港管理組合告示第29号及び平成14年名古屋港管理組合告示第3号で指定したものをいう。

(2) 指定管理者

| 指定管理者 | 開示申出件数 | 決 定 内 容 | | | 合 計 |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 開 示 | 一部開示 | 不 開 示 | |
| 知多市青友会組合 | 0 ^件 |

2 異義の申出の状況

なし

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第54条の3第1項に規定する特定埠頭の運営の事業に係る認定申請について、同条第2項の規定により平成22年6月18日付けで事業を認定したので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成22年7月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

1 認定事業者の名称

名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社

2 特定埠頭の運営の事業の名称

名古屋港鍋田ふ頭コンテナターミナル第3バース特定埠頭運営事業

3 特定埠頭の運営の事業の認定概要

(1) 特定埠頭の運営の事業の概要

本事業は、認定事業者の創意工夫や経営能力を生かすため、行政財産である岸壁及び荷さばき地を一体的かつ長期的に貸付ることにより、効率的な運営の実現を図ることを目的としており、認定事業者は、以下の内容を実施することによって、国内有数の効率的なターミナル運営を実現することとしている。

(ロ) 鍋田ふ頭コンテナターミナル全体としての高効率なコンテナターミナル運営

(ハ) 高効率なコンテナターミナル運営を実現させるための名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社による施設整備

(ニ) 中国・アジア貨物の拠点としてのコンテナ航路誘致とポートセールス

(ホ) 鍋田ふ頭の地勢を活かした周辺の物流拠点との連携

(ヘ) 最新の機器を導入することによる効率化と環境配慮の両立

(2) 特定埠頭の運営の事業の実施時期

事業開始の期日 平成22年6月18日

行政財産貸付契約予定期日 平成22年12月1日 ※用地部舗装のため

供用開始予定期日 平成24年3月31日

事業終了の予定期日 平成52年11月30日

(行政財産貸付契約期間 平成22年12月1日から平成52年11月30日)

(3) 特定埠頭の位置

名古屋港鍋田ふ頭（別添位置図のとおり）

愛知県弥富市富浜四丁目及び地先

(4) 特定埠頭を構成する港湾施設の種類の数、規模及び構造

| 種類 | 数 | 規模 | 構造 | 摘要 |
|------------|----|---|------|------------|
| 岸壁（耐震強化） | 1式 | 延長：250m 取付部：35m 水深－12m エプロン幅：56m | 栈橋構造 | 国直轄整備 |
| 荷さばき地（用地部） | 1式 | 面積：126,540㎡ | 未舗装 | 名古屋港管理組合整備 |

(5) 上記港湾施設について原状の変更を行う内容

| 種類 | 数 | 規模 | 構造 | 摘要 |
|-------------------|-----|--|---|---------|
| 荷さばき地（舗装等） | 1式 | 面積：126,540㎡ トランスファークレーンヤード10レーン 照明施設 1式 排水施設 1式 | アスファルト舗装 トランスファークレーン 走行路部コンクリート舗装 | 認定事業者整備 |
| 荷役機械（ガントリークレーン） | 2基 | 15列5段対応 定格荷重40.6t 軌条、受変電施設1式 電撃対策、高耐久塗装 | 免震式クレーン | 認定事業者整備 |
| 荷役機械（トランスファークレーン） | 12基 | 定格荷重40.6t 5段積 | 門型、電動式 | 認定事業者整備 |
| ゲート | 1式 | 22レーン（INゲート） | 鉄骨構造 | 認定事業者整備 |
| メンテナンスエリア | 1箇所 | 面積：1,190㎡ | コンクリート舗装 | 認定事業者整備 |

4 特定埠頭の運営の事業の実施が名古屋港の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

(1) 基本方針

特定埠頭運営事業の特長である、一体的かつ長期的に港湾施設を借受けることによる運営上のメリットを最大限発揮し、これまでコンテナターミナルの運営を行ってきた上でのノウハウを活かし、国内有数の効率的な運営を追求することにより、さらなる名古屋港の国際競争力強化に貢献する。

また、鍋田ふ頭コンテナターミナルは、名古屋港の中でも中国・アジアの近海航路の拠点として重要な位置づけとなっていることから、名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社が運営する鍋田ふ頭の既存ターミナルにおける運

営実績、鍋田ふ頭全体の統一的な運営、民間事業者としての迅速な対応により、考えられる最も効率的なターミナル運営を行うことによって、中国・アジアの近海航路貨物拠点の実現を図る。

(2) 事業実施方針

ア 特定埠頭運営事業による岸壁と荷さばき地の一体的・長期的な借受けによって効率的な運営を実現する。

イ 鍋田ふ頭コンテナターミナル全体を一体的に捕らえた効率的な運営・管理を実現する。

ウ 名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社により可能な限り上物を整備することにより、効率的な施設管理運営と施設規模の最適化を実現する。

エ 共同作業と、環境に配慮した最新の荷役システムの導入による、更なる効率的な運営を実現する。

5 申請の内容について利害関係を有する者から提出された意見書の処理経過
意見書の提出はなかった。

6 特定埠頭の運営の事業の認定理由

名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社より申請された事業は、同社のターミナル運営の実績や、鍋田ふ頭全体の統一的な運営の実現、民間企業としての迅速な対応を生かした効率的なターミナル運営を行うことによって、中国・アジアの近海航路貨物拠点の実現を図ることとなっているとともに、港湾法が要請する全ての要件を充足していると判断できるため、当該特定埠頭を運営する事業として認定する。

位置図



名古屋港管理組合公告

金城ふ頭の来訪者やおおなみ線金城ふ頭駅利用者の利便性向上のために、同駅高架下の土地を活用した物販施設の出店者を募集します。

なお、募集要項の公表については、下記のとおりです。

平成22年7月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

記

- 1 配布場所及び問い合わせ先：名古屋市港区入船二丁目1番17号（港湾会館5F）
名古屋港管理組合建設部総合開発室
（金城・南5区開発担当）
電話番号（052）654-7893
- 2 名古屋港のホームページ：<http://www.port-of-nagoya.jp/>

議 会 事 項

6月9日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を1日と決定し、同日議事終了閉会した。付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

- 1 議長選挙
岩村進次 議員当選
- 2 副議長選挙
桜井治幸 議員当選
- 3 常任委員会委員の選任
企画総務委員会

| | | |
|-----|----|---|
| ふじた | 和 | 秀 |
| 坂 | 憲 | 治 |
| と | 勝 | 之 |
| 神 | 博 | 史 |
| 山 | 久 | 樹 |
| 福 | 田 | 治 |
| 熊 | 田 | 通 |
| 金 | 澤 | 夫 |
| ば | ば | の |
| 山 | 口 | 清 |
| 小 | 林 | 功 |
| 堀 | 場 | 章 |
| 梅 | 村 | 子 |
| 久 | 野 | 平 |
| 岩 | 村 | 進 |
| 中 | 根 | 義 |
| 天 | 野 | ま |
| 木 | 藤 | 俊 |
| 吉 | 田 | 徳 |
| 坂 | 野 | 公 |
| 渡 | 辺 | ま |
| 前 | 田 | 有 |
| 服 | 部 | 将 |
| 田 | 中 | 里 |
| 江 | 口 | 文 |
| わ | しの | 恵 |
| 小 | 林 | 秀 |
| 立 | 松 | 誠 |
| 中 | 村 | 友 |
| 桜 | 井 | 治 |

港営建設委員会

なお、委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

- 企画総務委員会 委員長
- 副委員長
- 港営建設委員会 委員長
- 副委員長

| | | | |
|---|---|---|---|
| 神 | 野 | 博 | 史 |
| 福 | 田 | 誠 | 治 |
| 坂 | 野 | 公 | 壽 |
| 吉 | 田 | 徳 | 保 |

- 4 国際競争力強化特別委員会設置について

可決
閉会中継続調査

- 5 同特別委員会委員の選任

一 秀 治 之 郎 保 史 壽 樹 治 一 通 夫 也 こ 明 功 章 子 佳 雄 子 央 信 美 平 幸 次
 義 和 憲 ま 勝 俊 德 博 公 久 ま 誠 有 裕 利 将 の 清 邦 里 文 恵 秀 誠 友 浩 治 進 次 幸 意
 根 た 田 野 ね 藤 田 野 野 本 辺 田 田 田 澤 部 ば 口 林 場 村 中 口 の 林 松 村 野 井 村 進 治 同 同 原 案 可 決
 中 ふ じ 坂 天 と 木 吉 神 坂 山 渡 福 前 熊 金 服 ば 山 小 堀 梅 田 江 わ し 小 立 中 久 桜 岩 岩 村 井 進 治 同 同 原 案 可 決

なお、委員長及び副委員長は、特別委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

委員長
副委員長

- 6 監査委員選任の同意について（組合議会議員）
- 7 監査委員選任の同意について（名古屋市監査委員）
- 8 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 9 各常任委員会における閉会中の継続調査について
- 10 議員派遣について

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

おくむら 文 洋 （6月10日）
杉 岡 和 明 （ 同 ）

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

岩 村 進 次 （6月17日）
桜 井 治 幸 （ 同 ）

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合